

## 調査課の事務運営方針等

### I 調査課の事務運営方針

調査課が所管する大法人は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、また、それぞれの業界・地域をリードする法人でもあり、全納税者の税務コンプライアンスに及ぼす影響も大きいとみられることから、これら大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図っていく必要がある。

このため、調査課においては、社会経済情勢の変化とこれに伴う大法人の動向を注視しつつ、常日頃から課税上有効な情報を収集するほか、法人の過去の調査状況、社内のガバナンスの状況等を集積するなどして個別管理の充実を図り、調査必要度に応じた的確な選定と適正な事務量配分に努めることを基本として、複雑・困難事案等に対する重点的な調査と大企業との協働関係に基づく協力的手法の活用により、メリハリのある事務運営を行うこととしている。

また、全税務的視点に立った資料情報の収集に努めるとともに、先端取引等に対する有効な調査手法の開発や専門家の育成を積極的に行い、そのノウハウを国税組織全体に的確に伝播していくこととしている。

### II 調査課の所掌事務等

#### 1 所掌事務

調査課は、「調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令」(昭 24. 6. 1 大蔵省令第 49 号)に基づき、原則として資本金 1 億円以上の内国法人及び全ての外国法人の法人税・消費税の調査事務、国・公共法人に係る消費税の調査事務を所掌している。

#### 2 所管法人の状況

調査課が所管する法人は、平成 30 年 6 月末現在で 32,053 法人であり、全法人数(約 3,106 千法人)の約 1 %となっている。(表 1-1、1-2)

また、所管法人のうち連結法人は、11,339 法人であり、所管法人全体の約 35 %となっている。(表 1-3)

### 3 機構・定員

局調査部には、調査の企画立案等を担当する調査管理課、超大規模法人の調査を担当する特別国税調査官及びその他の所管法人の調査を担当する統括国税調査官が設置されている。そのほか、都市局を中心に、連結法人や資料情報に関する事務を担当する広域情報管理課、審理事務を担当する調査審理課、国際課税を担当する国際調査課、移転価格課税・事前確認審査を担当する国際情報（一・二）課、企業のＩＣＴ化に対応した調査を担当する調査開発課が設置されている。

また、令和元年7月現在の局調査部の定員は2,291名（国税庁全体の約4%）である。（表2）

### III 申告・調査事績の状況

法人税の申告は、調査課所管法人分が法人税収全体の約7割のウェイトを占めている。また、有所得割合は約7割となっている（署所管法人は約3割）。

法人税の調査事績については、増差所得は法人全体の約5割、追徴税額は法人全体の約4割のウェイトを占めている。（表3-1、3-2）

### IV 令和元事務年度の事務運営において特に留意する事項

#### 1 基本的な考え方

調査課の使命は、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることにある。

国際化やＩＣＴ化が進展するとともに、連結法人が増加するほか、様々な制度改正が行われるなど調査課を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、その使命を引き続き果たしていくためには、ＰＤＣＡサイクルに基づく事務運営の見直しを不断に行いつつ、効率的で質の高い業務を一層推進していく必要がある。

また、複雑・困難化する業務に、限られた人員で対処していくという組織全体の課題の中で、調査課の機能を最大限に発揮していくため、事務量投入先の選択と集中や組織的な連携の強化を図るほか、人材育成について一層配意する。

#### 2 適正な申告納税に向けた事務運営の推進

申告納税制度の下、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するためには、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進していく必要がある。

このため、リスク・ベース・アプローチに基づき、実地調査による複雑・困難事案などへの的確な対応及び大企業との協働関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く協力的手法を効果的に組み合わせて所管法人全体を適切に監理し、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努める。

##### (1) 組織的・継続的な納税者管理等

リスク・ベース・アプローチに基づく所管法人全体の適切な監理及び適正な事務量配分を行うため、実地調査における非違事項、指導内容及びその改善状況、

社内のガバナンスの状況、税務行政に対する協力状況のほか、事業活動の内容等の情報を集積する。こうした情報を最大限活用して、質的管理の均一性・適正性・客観性を確保し、個々の所管法人の税務リスクを的確に判定することで、そのリスクに応じた接触体系や調査体制等を効果的に選択するとともに、所管法人全体の税務コンプライアンスの向上度の分析を行う。

実態の把握が不十分な長期未接触法人や小規模法人については、その調査必要度と投下すべき事務量を的確に見極めた上で特定項目調査を活用するなどにより、適切に管理する。

## (2) 協力的手法の活用

複雑・困難事案等、調査必要度の高い法人に対する調査事務量を確保し、重点的な調査を実施するため、協力的手法を効果的に活用する。

### イ 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業の税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務CG」という。）の充実は、我が国全体の税務コンプライアンスの維持・向上の観点から大変重要であるため、関係団体等における説明会や調査の機会を利用して、その充実に向けた取組を推進する。

税務CGの取組は、実地調査以外の手法により自発的な適正申告が期待できる法人を増加させることで、申告水準の維持・向上に資するとともに、この取組により得られた企業の税務に係る内部統制の状況等の情報を調査優先度の判定に活用し、結果として調査必要度の高い法人に調査事務量を重点的に投下することに資するものである。

これらの目的を達成するため、税務CGの判定内容を、トップマネジメントに的確に説明し、その水準の維持・向上を促すなど、企業の内部統制改善に確実に反映させることが必要である。

税務CGの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人の調査時期の延長等及び自主開示等については、これら納税者の税務調査対応の負担軽減及び国税当局における調査事務量の効率的配分に資することから、上述のトップマネジメントに対する説明などを通じ、企業の税務CGの更なる充実を促す。

なお、調査時期の延長等に際しては、真に確認すべき取引等が自主開示されるよう促すとともに、自主開示事項の確認を的確に実施する。

本取組については、更なる効果的な運用を目指し、企業との意見交換を一層充実させること等を通じて、継続的な見直しを行っていく。

### ロ 移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組

移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組については、移転価格に関する問題の発生を未然に防止する観点から、法人の自発的かつ適切な対応を促すことを目的として、実情に応じて引き続き着実に実施する。

#### ハ 申告書の自主点検及び税務上の自主監査の促進

所管法人全体の税務コンプライアンスを効果的・効率的に維持・向上していく観点から、一般部門所掌法人を中心に「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の普及・定着を図るとともに、調査等の機会を利用して、その活用状況を確認し、必要に応じて、活用程度の向上を促すなど、活用効果を高めていく。

また、確認表の活用を通じた調査事務等の効率化に向けて、必要な検証・検討を行う。

#### 二 税務相談・集合指導の実施

納税者の予測可能性を確保する観点から、法令解釈に関する照会等の税務相談に対しては、事実関係を踏まえて迅速かつ的確に対応する。

また、各種説明会等による集合指導を積極的に行う。

#### (3) 適正な調査事務運営の推進

適正な調査事務運営を実施していくため、申告誤りの的確な是正に努め、特に、租税回避行為、海外取引に係る非違、不正取引の把握など、調査事務の重点事項について、目的意識を明確に持って取り組むとともに、取組状況の適切な検証を行って問題点の特定とその改善を図り、効率的で質の高い調査を一層推進する。また、部次長等幹部は、調査担当者の消費税調査や税額控除に係る非違の把握に対する意識の醸成に努める。

調査の実施に当たっては、法定の調査手続等を確実に履行するとともに、調査管理課等がその履行状況を適時・適切に確認するなど、引き続き適正かつ円滑な調査事務の実施に努める。

なお、マイナンバーを含む個人情報は、特定個人情報として厳格な管理が必要であることを十分に認識した上で、事務処理手順に従い、適切に取り扱う。

#### イ 適切な事務計画の策定等

事務計画の策定に当たっては、各局の課題や実情を的確に反映するとともに、事務運営の方向性を踏まえ、調査の重点化を明確化する。

計画の実施に当たっては、メリハリのある調査事務運営の観点から、事案に応じた適正な調査日数を指令することとし、必要に応じて、機動的、弾力的に計画変更を行う。

その際、統括官等は、適時に調査先に臨場するなどにより、事案の見極めを適切に実施し、また、部次長等幹部は、適時・適切に事案の進捗状況を確認し、的確な進行管理が行われるよう指示する。

#### ロ 効果的な調査の実施

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に効果的な調査を実施していく

ため、組織的・継続的な納税者管理の下、調査必要度が高い法人を的確に選定する。

特に、重点的な調査対応を要する事案に対しては、必要な事務量を投下して、法人の態様に応じた調査体制の整備、事業活動の状況に応じた調査展開を図り、新たな視点からの調査アプローチを模索しつつ、調査内容の充実に努める。

また、局署一体となった調査パフォーマンスの向上を図る観点から、局署を通じて法人調査の均質化・効率化を進める。

#### ハ 連結法人の管理・調査の充実

大規模連結グループについては、調査計画の早期化やグループ全体の情報の集約化を通じて適正な調査事務量を確保するとともに、計画的な事前の情報収集や効果的な連携調査先の絞り込みを通じて調査企画の充実を図り、波及効果の高い調査を推進する。

調査の実施に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署とが緊密に調査情報の交換を行い、波及効果が見込まれる情報を関係する調査部署へ連絡するなどにより一体的な調査の実施に努める。

また、連結法人の更なる増加を見据え、連結子法人の態様に応じた的確な質的管理に一層努めるほか、引き続き、大規模連結グループの一体的な管理・調査の試行等を通じて効果的・効率的な管理・調査体制の在り方を検討するとともに、事務の効率化に向けたシステム等の整備の検討や年間を通じた事務の標準化に取り組む。

### 二 重点化を通じた深度ある調査の実施

調査必要度が高く、問題点の解明に相当の期間を要する事案については、重点調査項目を絞り込み、入念な事前準備や重点調査項目に対して必要な調査事務量を投下することにより深度ある調査を実施する。

一般部門においては、通常の調査日数・調査方法では問題点の把握・解明が困難な事案を重点調査として、必要な準備調査日数を投下して重点調査項目の明確化を図り、これに応じた調査体制を整備した上で、重点的な調査を実施する。

なお、調査結果の引継ぎに当たっては、記載項目・内容の充実を図る。

#### ホ 企画型調査の充実

調査企画部署においては、効果的な企画型調査を実施するため、各局調査企画部署に蓄積された事案組成に係るノウハウの共有化を図るとともに、局や事務系統の枠組みを越えた緊密な情報共有や共同組成などにより、事案組成の充実に努める。

また、経済・社会情勢の変化に的確に対応するため、将来を見据えた新たな視点からのテーマを設定するとともに、組織内外に高い波及効果を及ぼす事案組成にも積極的に取り組む。

部次長等幹部は、調査企画部署の取組状況を適時・的確に把握し、企画型調査実施の可否を適切に見極めるほか、必要に応じて調査企画体制の見直しを指示するなど、企画型調査の充実を図る。

#### ヘ 他部課との連携・協調

組織力を活かした効果的・効率的な調査等を実施するため、調査や資料情報の収集に当たっては、他部課との緊密な連携・協調に努める。

##### (イ) 連携調査等の充実

効果的・効率的に調査を実施するため、企業グループの構成状況や各法人の機能を分析し、調査着眼点を明確化するとともに関係部署との情報共有を図り、有効性を見極めた上で連携調査を積極的に実施する。特に、源泉所得税の同時期調査等課税部からの連携要請に対しては、調査体制等について十分に協議しつつ、積極的に取り組む。

また、課税上の問題が複雑かつ広がりを持つ場合には、課税部・査察部等関係部署と問題意識並びに事実認定及び法令適用に関する認識を共有しつつ、適切な課税処理を行うよう連携に特に配意する。

なお、国税債権の早期徴収を図るため、引き続き、徴収部に対する課税情報の早期提供及び調査時に把握した滞納整理に必要と認められる財産又は事実に関する情報を速やかに提供するとともに、調査時における期限内納付指導や予納の積極的な利用勧奨を行う。

##### (ロ) 資料情報の収集等

資料情報については、課税部との連携・協調の下、全税務的立場に立った資料源開発及び有効な資料情報の収集・分析に努め、調査においては、準備調査の段階で必ず資料情報を確認の上、有効活用する。

特に、有効な資料情報の収集が見込まれる事案については、事前の収集計画に捕らわれることなく、必要な日数を弾力的に付与し、活用側の立場に立ち有効な情報を附加した資料の作成に努める。

また、複数局に跨る大型プロジェクトなど、広域的かつ継続的な情報収集が必要な場合には、調査管理課等が主体となり、課税部等と積極的に連携することにより、将来の事案組成を視野に入れた戦略的な資料情報の収集・蓄積に取り組む。

調査管理課等は、府・各局において定めた重点収集項目を周知・徹底するとともに、過去の収集・活用事績等の分析・検討結果や他局の収集事例等に基づき、調査事案ごとの収集項目を明確化し、収集方法のアドバイスを行う。

なお、調査着手後は、その収集状況について部次長等幹部が必ず確認するなど、活用効果の高い資料情報の収集の実効性を高める。

##### (ハ) 新分野への対応

新分野の経済活動に対応するため、各局にプロジェクトチームを設置し、経済活動のＩＣＴ化・国際化の進展に伴う新たな形態の取引に着目して資料情報を積極的に収集する。

収集した情報については、課税部と連携して更なる情報付加・加工を行うとともに、大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者に対しては、厳正な調査を実施し、その他の課税上の問題があると見込まれる納税者に対しては、行政指導を実施する。

なお、調査等の結果、類型的な非違事項を把握した場合には、関係部署との緊密な連携を図り、同種の取引を行っている納税者で当該取引について課税上問題があると想定される納税者に対しても、適切に調査等を実施する。

また、非違の態様によっては、業界団体や仲介事業者等を通じて利用者（納税者）へ適正申告を呼びかけるなど、実地の調査以外の手法も適切に組み合わせ、効果的かつ効率的に、納税者の自発的な納税義務の履行支援を目的とした施策や適正課税の確保に向けた施策を実施することも検討する。

#### ト 調査審理の充実

調査に際しては、納税者の主張を踏まえつつ、事実認定と法令の適用を的確に行うこととし、審理担当部署は、租税回避事案を含む複雑困難事案等について、調査の早い段階から積極的に関与し、適切な助言を行うなど調査担当部門と連携して調査審理の充実を図る。

また、争訟が見込まれる事案については、問題事項に関する論点などについて十分な検討を尽くし、的確な証拠資料の収集と保全に努めるとともに、課税部等の関係各課との緊密な連携の下、適正な課税理論の構築、証拠資料の補充及び納税者の主張に対する反論などの多角的な検討による的確な対応を行う。

#### (4) 国際課税の充実

海外取引等を行う法人に対する適正・公平な課税を実現するため、グローバル経済のマクロ的な構造変化を適時に把握し、適切な施策を実施していく必要がある。特にデジタル経済の発展に伴う取引のボーダレス化や企業の海外取引等を通じた租税回避行為に対して、これまで以上に実効性の高い対応策を講じるため、国税組織が有する各種情報を統合し、量的観測や質的分析の方法について更なる検討を進める。

#### イ 国際課税分野の体制整備

国際課税分野を含む組織全体のパフォーマンスを最大化させるよう、国際課税分野に関する横断的なリスク管理の実施、リスク管理から想定される非違に応じた調査又は調査支援の実施、国際課税分野に係る知識・調査技法の伝播を推進するため、事務量の適正配分など国際課税分野の体制整備を進め

る。

#### □ 海外取引調査の充実

海外取引調査については、新興国・開発途上国の高い経済成長などのグローバルな経済環境の変化やオフショア金融センター等を経由したクロスボーダー投資の実態等にも着目しつつ、情報リソースを効果的に活用し、国際税務専門官等の調査マンパワーの弾力的な運用などにより、適正・公平な課税の実現を図る。

国際的租税回避については、事案の発掘・組成を促進するため、引き続き、統括国税実査官（国際担当）等課税部と連携していくとともに、取引の実態解明に当たって、租税条約等に基づく情報交換等情報収集手段を効果的に活用し、情報の収集に努める。

また、国境を越えた役務の提供に対する消費税について適正な課税を確保するため、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供に係るビジネスモデルの実態把握、事業者の特定、申告状況等の確認等の観点から、国外事業者に係る情報の収集・分析を行うとともに、調査必要度の高い国外事業者に対する調査の実施など、各局の実情に応じて必要な対応を行う。

#### ハ 移転価格税制の適切な執行

国際的な所得移転に対する関心の高まりを踏まえ、移転価格税制の執行に当たっては、自発的なコンプライアンスの維持・向上の重要性にも配意しつつ、企業活動の国際化の進展等に対応し、適切に事務を実施する。

##### (イ) 的確な納税者管理

質的区分を用いた移転価格リスクに応じた的確な納税者管理を実施しつつ、移転価格調査等により接触した法人については、接触後の事業年度の申告状況を適切に管理・評価する。

##### (ロ) 効果的・効率的な移転価格調査の実施

調査選定に当たっては、多角的な観点から検討し、B E P S 事案など、移転価格リスクを有することが想定される調査必要度が高い事案について、重点的に調査対象とする。

移転価格調査に当たっては、調査の各段階において、幹部による進捗管理を徹底するなど、効果的・効率的な調査の実施に努める。

特に、移転価格上の問題の有無の判断を速やかに行うため、準備調査の段階から情報の収集・分析に努め、調査着手後には密接に調査法人と意思疎通を図り、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）等を効果的に活用しつつ、効率的な調査展開を図る。

##### (ハ) 移転価格調査等における局間支援

移転価格調査等の充実を図るため、東京国税局を全国のセンター局とし、積極的な局間支援に取り組む。

#### (二) 事前確認事案の適切な処理

事前確認については、引き続き、相互協議部署との緊密な連携や的確な論点の絞り込みにより審査の効率化を図り、適切な処理の促進に努める。

なお、国際的な事業再編に伴う取引については、取引の実態を的確に把握し、事案の複雑性・困難性に応じた審査を行う。

### 二 外国法人に係る課税原則等の見直しへの対応

外国法人に係る課税原則や恒久的施設の定義の見直し等に的確に対応していくため、各局の実情に応じて外国法人課税等に係る事務運営上の課題の把握・検討、調査体制整備、調査手法の開発に努めるとともに、広く研修等を通じて移転価格税制等の知識を習得させるなど、組織的・継続的な人材育成を図る。

### 木 事務運営の評価等

事務運営の実施に当たっては、調査や行政指導の取組状況について、P D C Aサイクルに基づき、取組に応じた評価指標に沿って適切に評価・検証を行った上で、検証結果をその後の事務運営に反映させる。

また、局長等幹部が調査課事務運営の状況を十分に把握し適切な指導を行うことができるよう、調査事案等の報告を適時・適切に行う。

### 3 データ活用を基盤とした全国一体運営の推進

経済活動及び企業活動の広域化・グローバル化・高度情報化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、I C T等を活用した調査パフォーマンスの向上や客観的なデータに基づく事務運営の実現に向けて、積極的にデータの整備・活用に取り組む。

また、センター局（東京局・大阪局）による税務リスクの分析手法の研究開発・分析体制の整備に努め、分析結果等を活用した全国一元的な納税者管理を通じて、リスク・ベース・アプローチの高度化を図り、全国一体運営を推進する。

### 4 大法人の電子申告義務化等への対応

添付書類も含めたe-Taxの普及が、内部事務の効率化やI C T・データの活用の一層の推進に資することを踏まえ、各局において策定する添付書類も含めたe-Taxの利用勧奨の中期的な取組方針等に沿って、勧奨に取り組む。

勧奨の実施に当たっては、前事務年度に引き続き、「大法人の電子申告義務化」の対象法人に対して優先的に取り組むほか、各局の実情に応じて、電子申告義務化の対象ではない法人に対しても、効果的・効率的に行う。

## 5 消費税の軽減税率制度実施への対応

令和元年10月の消費税率引上げと同時に実施される消費税の軽減税率制度は、多数の事業者に影響を与えるものであることから、事業者が制度内容等を十分に理解して必要な準備を進め、制度の円滑な実施及び早期定着に向け、関係部署が一体となって、事業者等への制度の周知・広報等の施策を積極的かつ適切に実施する。

また、軽減税率制度の定着を図るため、軽減税率制度実施後の調査において、適用税率の考え方や区分経理等について指導等が必要と認められる事業者に対しては、その後の申告が適正に行えるよう丁寧な指導等を行う。

## 6 人材育成

人材育成については、国税庁全体の組織力の向上の観点から、他部課との緊密な連携の下で主体的かつ計画的に取り組んでいく。

調査課における調査を適切に遂行する観点から、職員の調査経験を的確に把握・管理し、調査経験に応じた適切な指導育成を行うとともに局間交流を推進することにより、組織的・継続的な人材育成を図る。

特に、調査経験の浅い若手職員については、各局の実情に応じて、早期育成プログラムを策定の上、早期かつ重点的な育成を図る。

## 7 職員の士気高揚

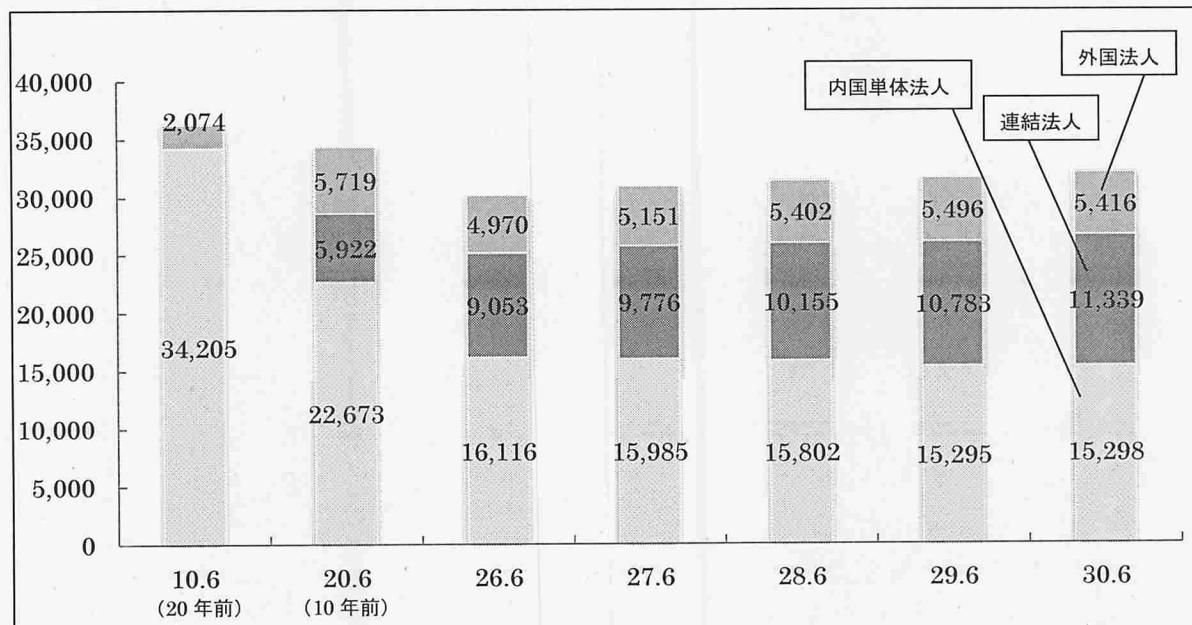
国税組織の強みがその組織力にあることを踏まえ、国税組織を支える取組や組織力向上に貢献する取組については、調査査察部長顕彰制度を活用するなどにより的確に評価し、職員の士気高揚及び職場環境の醸成に努める。

## 8 再任用職員の能力の活用

再任用職員の有する豊富な知識・経験や高度な調査技法が発揮できる環境づくり等に配意し、これらの職員の能力等が事務運営に十分活用されるよう努める。

【参考資料】

表 1-1 調査課所管法人数の推移



| 項目       | 年月 | 10.6<br>(20年前) | 20.6<br>(10年前) | 26.6      | 27.6      | 28.6      | 29.6      | 30.6      |
|----------|----|----------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 調査課所管法人数 | 法人 | 36,279         | 34,314         | 30,139    | 30,912    | 31,359    | 31,574    | 32,053    |
| 内 国 法 人  | 法人 | 34,205         | 28,595         | 25,169    | 25,761    | 25,957    | 26,078    | 26,637    |
| 单 体 法 人  | 法人 | 34,205         | 22,673         | 16,116    | 15,985    | 15,802    | 15,295    | 15,298    |
| 連 結 法 人  | 法人 | —              | 5,922          | 9,053     | 9,776     | 10,155    | 10,783    | 11,339    |
| 外 国 法 人  | 法人 | 2,074          | 5,719          | 4,970     | 5,151     | 5,402     | 5,496     | 5,416     |
| 税務署所管法人数 | 法人 | 2,757,041      | 2,968,934      | 2,976,872 | 2,988,513 | 3,016,715 | 3,047,353 | 3,073,906 |
| 全 法 人 数  | 法人 | 2,793,320      | 3,003,248      | 3,007,011 | 3,019,425 | 3,048,074 | 3,078,927 | 3,105,959 |

(注) 清算中法人は含まれていない。

表 1-2 局別調査課所管法人数 (平成 30 年 6 月末現在)

| 局名  | 東京     | 大阪    | 名古屋   | 関東信越  | 札幌   | 仙台    | 金沢   | 広島    | 高松   | 福岡    | 熊本   | 沖縄   | 計      |
|-----|--------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|--------|
| 法人数 | 17,040 | 4,254 | 2,532 | 2,030 | 972  | 1,086 | 587  | 1,091 | 496  | 1,035 | 557  | 373  | 32,053 |
| 比率  | 53.2%  | 13.3% | 7.9%  | 6.3%  | 3.0% | 3.4%  | 1.8% | 3.4%  | 1.5% | 3.2%  | 1.7% | 1.2% | 100.0% |

表 1-3 局別調査課所管連結法人数 (平成 30 年 6 月末現在)

| 局名     | 東京    | 大阪    | 名古屋   | 関東信越  | 札幌    | 仙台    | 金沢    | 広島    | 高松    | 福岡    | 熊本    | 沖縄    | 計      |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 連結法人数  | 5,780 | 1,455 | 864   | 851   | 288   | 455   | 206   | 431   | 190   | 487   | 256   | 76    | 11,339 |
| 親法人数   | 526   | 132   | 58    | 40    | 7     | 10    | 17    | 20    | 10    | 21    | 6     | 4     | 851    |
| 子法人数   | 5,254 | 1,323 | 806   | 811   | 281   | 445   | 189   | 411   | 180   | 466   | 250   | 72    | 10,488 |
| 連結法人割合 | 33.9% | 34.2% | 34.1% | 41.9% | 29.6% | 41.9% | 35.1% | 39.5% | 38.3% | 47.1% | 46.0% | 20.4% | 35.4%  |

表2 局別定員の状況（令和元年7月現在）

| 局名 | 東京    | 大阪    | 名古屋  | 関東・信越 | 札幌   | 仙台   | 金沢   | 広島   | 高松   | 福岡   | 熊本   | 沖縄   | 計      |
|----|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 定員 | 1,252 | 386   | 186  | 124   | 48   | 56   | 34   | 71   | 30   | 56   | 27   | 21   | 2,291  |
| 比率 | 54.6% | 16.8% | 8.1% | 5.4%  | 2.1% | 2.4% | 1.5% | 3.1% | 1.3% | 2.4% | 1.2% | 0.9% | 100.0% |

表3-1 法人税申告状況の推移

| 項目        | 事務年度    |    | 25      | 26      | 27      | 28      | 29      |
|-----------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 申告件数    | 比率 | 件       | 22,942  | 22,984  | 23,225  | 22,721  |
| 申告所得金額    | 調査課所管法人 | 億円 | 376,293 | 418,280 | 435,488 | 438,054 | 493,923 |
|           | 署所管法人   | 億円 | 156,486 | 166,153 | 179,872 | 196,694 | 213,754 |
|           | 比率      | %  | 70.6    | 71.6    | 70.8    | 69.0    | 69.8    |
| 有 所 得 割 合 | 調査課所管法人 | %  | 64.7    | 66.3    | 67.0    | 69.2    | 70.1    |
|           | 署所管法人   | %  | 28.8    | 30.3    | 31.8    | 32.9    | 33.9    |
| 申告税額      | 調査課所管法人 | 億円 | 74,251  | 75,427  | 75,637  | 72,234  | 81,786  |
|           | 署所管法人   | 億円 | 35,152  | 36,267  | 38,207  | 40,139  | 42,944  |
|           | 比率      | %  | 67.9    | 67.5    | 66.4    | 64.3    | 65.6    |

(注) 1. その年の4月から翌年3月末までに事業年度が終了し、翌年7月末までに申告書の提出があったものを集計している。

2. 各項目欄の「比率」は、法人全体に占める調査課所管法人分の割合を表す。

表3-2 法人税調査事績の推移

| 項目      | 事務年度    |    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    |
|---------|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 実地調査法人数 | 比率 | 法人    | 2,714 | 2,649 | 2,733 | 2,637 |
| 増 差 所 得 | 調査課所管法人 | 億円 | 3,215 | 3,337 | 3,650 | 3,489 | 4,726 |
|         | 署所管法人   | 億円 | 4,300 | 4,895 | 4,662 | 4,779 | 5,270 |
|         | 比率      | %  | 42.8  | 40.5  | 43.9  | 42.2  | 47.3  |
| 不 正 所 得 | 調査課所管法人 | 億円 | 192   | 150   | 175   | 168   | 190   |
|         | 署所管法人   | 億円 | 1,992 | 2,397 | 2,199 | 2,376 | 2,701 |
|         | 比率      | %  | 8.8   | 5.9   | 7.4   | 6.6   | 6.6   |
| 追 徴 税 額 | 調査課所管法人 | 億円 | 678   | 630   | 587   | 740   | 822   |
|         | 署所管法人   | 億円 | 913   | 1,078 | 1,005 | 992   | 1,126 |
|         | 比率      | %  | 42.6  | 36.9  | 36.9  | 42.7  | 42.2  |

(注) 各項目欄の「比率」は、法人全体に占める調査課所管法人分の割合を表す。

## 査察事務の概要

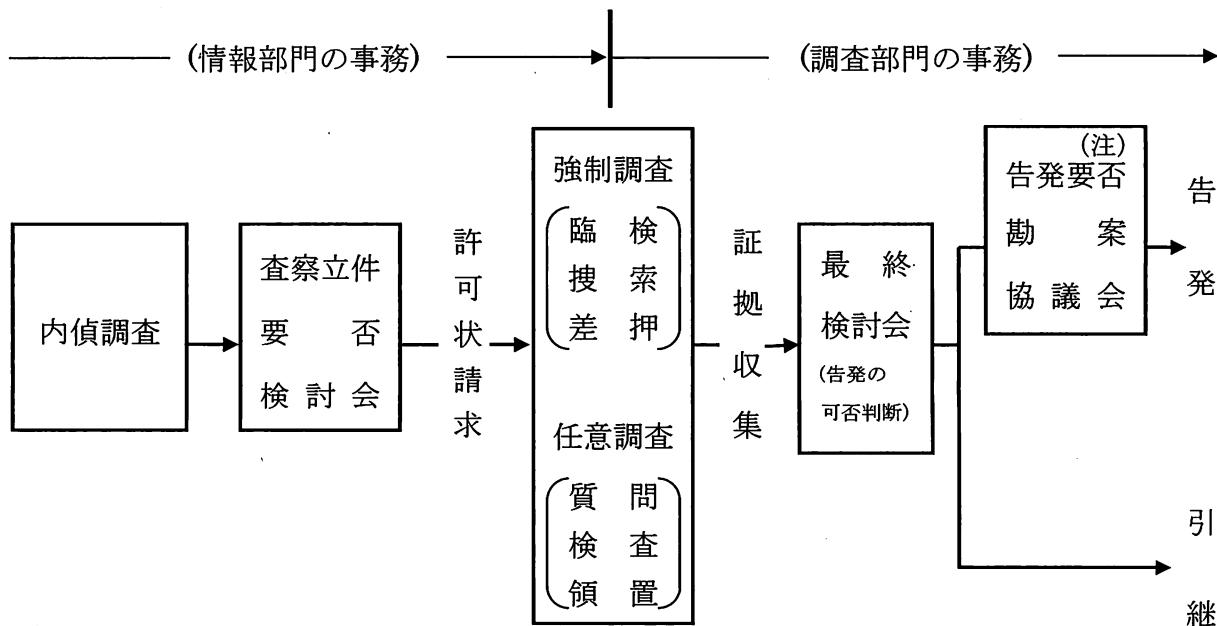
### 1 査察制度について

査察制度は、一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者等の刑事責任を追及するため、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めるものである。

この制度は、悪質な脱税者の刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持・向上に資するという重要な役割を担っている。

### 2 査察事務の流れ

査察事務は、①脱税の有無についての内偵等を行う情報事務と、②査察立件後、告発に向けての犯則嫌疑に係る証拠収集を行う調査（実施）事務に分かれている。



(注) 告発要否勘案協議会は、検察官と国税査察官との間で告発の要否について、協議する会議である。

### 3 査察部門の構成

### (1) 定 員

(表1) 査察定員の推移

(单位:人)

| 年度 | 平成 10  | 20     | 29     | 30     | 令和元    |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 局  | 1, 302 | 1, 380 | 1, 464 | 1, 469 | 1, 474 |
| 庁  | 22     | 22     | 25     | 25     | 25     |
| 計  | 1, 324 | 1, 402 | 1, 489 | 1, 494 | 1, 499 |

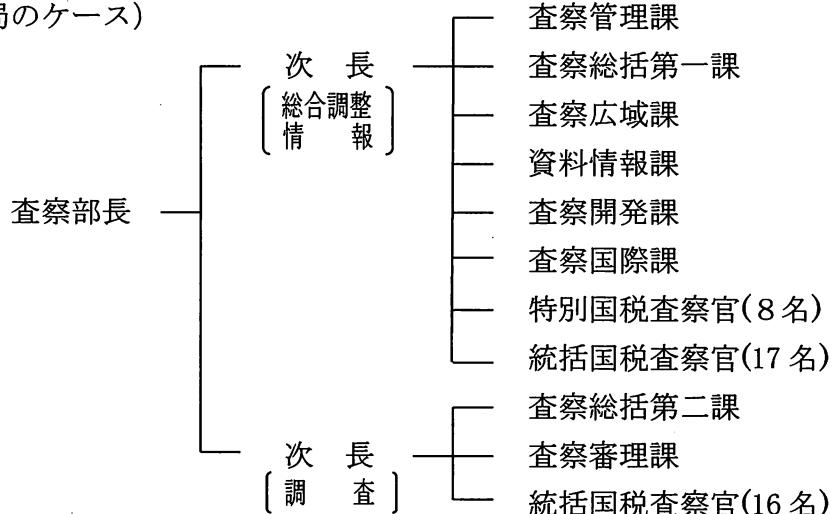
(表2) 令和元年度査察定員の局別内訳

(单位：人，%)

| 局名   | 東京   | 大阪   | 名古屋  | 関信  | 広島  | 仙台  | 福岡  | 札幌  | 高松  | 熊本  | 金沢  | 沖縄  | 合計    |
|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 定員   | 561  | 310  | 156  | 132 | 59  | 57  | 55  | 41  | 37  | 31  | 26  | 9   | 1,474 |
| 定員比率 | 38.1 | 21.0 | 10.6 | 8.9 | 4.0 | 3.9 | 3.7 | 2.8 | 2.5 | 2.1 | 1.8 | 0.6 | 100.0 |

## (2) 機 構

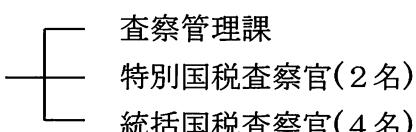
(東京局のケース)



(注) 査察事務の広域化、ICT化及び国際化に対応するため、東京局と大阪局を東西ブロック局のセンター局とし、査察広域課、査察開発課及び査察国際課を設置している。

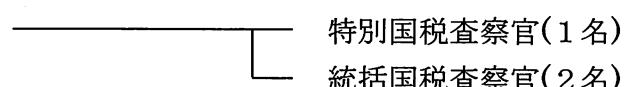
### (福岡局のケース)

## 調查查察部長 一 次 長



### (金沢局のケース)

## 調查查察部長



#### 4 平成 30 年度の査察事績

平成 30 年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、市場が拡大する分野における事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組んだ。

その結果、免税店（輸出物品販売場）制度を悪用した消費税受還付事案、他人名義を使用した FX 取引利益の無申告ほ脱事案、外国法人を利用した国際事案、好況なネット通販業者による法人税事案など、計 121 件を告発した。

（表3）査察事績の推移

（単位：件、%、百万円）

| 項目       | 年度             | 平成 26           | 27             | 28             | 29             | 30             |
|----------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 着手(立件)件数 |                | 194             | 189            | 178            | 174            | 166            |
| 処理件数     |                | 180             | 181            | 193            | 163            | 182            |
| 告発件数     |                | 112             | 115            | 132            | 113            | 121            |
| 告発率      |                | 62.2            | 63.5           | 68.4           | 69.3           | 66.5           |
| 脱税額      | 総額<br>(1件当たり)  | 14,975<br>(83)  | 13,841<br>(76) | 16,106<br>(83) | 13,509<br>(83) | 13,999<br>(77) |
|          | 告発分<br>(1件当たり) | 12,346<br>(110) | 11,204<br>(97) | 12,692<br>(96) | 10,001<br>(89) | 11,176<br>(92) |

（注）脱税額には加算税額を含む。

（表4）税目別告発件数

| 区分    | 年度      | 平成 26   | 27      | 28      | 29      | 30      |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所得税   |         | 件<br>18 | 件<br>25 | 件<br>27 | 件<br>19 | 件<br>14 |
| 法人税   |         | 69      | 69      | 79      | 61      | 55      |
| 相続税   |         | 2       | 5       | 2       | 3       | 1       |
| 消費税   | 内<br>13 | 内<br>12 | 内<br>23 | 内<br>27 | 内<br>41 |         |
| 源泉所得税 | 10      | 4       | 1       | 3       | 10      |         |
| 合計    | 112     | 115     | 132     | 113     | 121     |         |

（注）消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

(表5) 告発の多かった業種

| 平成28    |    | 29   |    | 30     |    |
|---------|----|------|----|--------|----|
| 業種      | 者数 | 業種   | 者数 | 業種     | 者数 |
| 建設業     | 30 | 建設業  | 26 | 建設業    | 29 |
| 不動産業    | 10 | 不動産業 | 10 | 不動産業   | 14 |
| 金属製品製造  | 5  | 人材派遣 | 5  | 人材派遣   | 5  |
| 商品、株式取引 | 5  | —    | —  | クラブ・バー | 4  |
| 運送業     | 4  | —    | —  | —      | —  |

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(表6) 査察事件の一審判決の状況

| 項目<br>年度 | ①<br>判決<br>件数    | ②<br>有罪<br>件数    | 有罪率<br>(②/①) | 実刑判決<br>人數     | ③<br>1件当たり<br>犯則税額 | ④<br>1人当たり<br>懲役月数 | ⑤<br>1人(社)当<br>たり罰金額 |
|----------|------------------|------------------|--------------|----------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 平成<br>28 | 件<br>内 12<br>100 | 件<br>内 12<br>100 | %<br>100.0   | 人<br>内 9<br>14 | 百万円<br>59          | 月<br>13.9          | 百万円<br>14            |
| 29       | 内 5<br>143       | 内 5<br>143       | 100.0        | 内 4<br>8       | 62                 | 14.7               | 15                   |
| 30       | 内 5<br>122       | 内 5<br>122       | 100.0        | 内 2<br>7       | 61                 | 14.3               | 14                   |

(注1) 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

(注2) ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。

(表7) 重点事案の告発件数の推移

| 年度<br>区分 | 平成26   | 27     | 28      | 29      | 30      |
|----------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 消費税受還付事案 | 件<br>5 | 件<br>6 | 件<br>11 | 件<br>12 | 件<br>16 |
| 無申告ほ脱事案  | 11     | 13     | 17      | 21      | 18      |
| 国際事案     | 21     | 28     | 21      | 15      | 20      |

(注1) 消費税受還付事案は、ほ脱犯との併合を含む。

(注2) 無申告ほ脱事案は、査察対象期(年分)の全て又は一部が無申告である事案をカウントしている。

(注3) 一事案が複数の重点事案として該当する場合には、それぞれでカウントしている。

## 5 令和元年度における査察部門の事務運営の基本方針

### (1) 基本的考え方

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事责任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察を取り巻く環境が変化する中にあっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案（注）の積極的な立件・処理に取り組む。

（注）重点事案とは、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいう（（3）重点事案）。

### (2) 事務運営上の留意事項

#### イ 幹部の果たすべき役割

幹部（部長、次長、課長等）は査察事務の適正・円滑な運営に責任を有しており、適切かつ主体的にその管理を行う。特に、不測の事態に際しては国税庁に早期に報告するとともに、自ら率先して情報収集や対応策等の検討を行う。

また、効率的・効果的な事務処理を推進するため、適時適切に事務の見直しを行う。

更に、査察事案の円滑な処理に向け、検察当局等との連携において積極的な役割を果たす。

#### ロ 事務計画の策定

事務計画に当たっては、情報事務と調査事務を通じて事務の効率化を図りつつ、調査事務量を適切に見積もり、局の実情に即した適正な立件・処理に向けた事務計画を策定する。

また、適正な立件・処理に向け、査察部門全体における情報事務と調査事務の事務量配分についても併せて検討する。

#### ハ 情報事務

##### （イ）経済社会情勢に着目した戦略的な取組の充実

悪質な脱税者を的確に立件するため、情報事務を担う各課・各部門等は、自ら果たすべき役割・責務を認識し、経済社会情勢に着目した戦略的な資料情報の収集・分析に取り組む。

##### （ロ）新たな資料情報の収集及びデータ活用の推進

査察を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、新たな資料情報の収集に取り組むとともに、各種の資料情報の効果的な分析のため、データ活用の取組を推進する。

#### (八) 課税部等との連携の充実

国税組織全体の組織力を一層発揮させるため、課税部・徴収部・調査部等と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行う。

#### (九) 事案の進行管理の徹底

個々の事案に関して、今後の調査方針、調査体制及び調査継続の要否等を的確に判断し、資料情報の収集・分析に必要な事務量を確保する。

#### (十) 情報事務の全国一体運営の推進

経済社会の広域化やインターネット取引、国際取引の増加等に効果的・効率的に対応するため、センター局の主導により、全国の情報部門が一体となった広域的な資料情報の収集・分析の取組を推進する。また、センター局のブロック局に対する支援について体制の強化と内容の充実を図る。

#### (十一) 調査部門との連携等による組織力の発揮

事件着手に当たっての重要事項について、調査部門との緊密な情報交換を行う。また、調査部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

#### (十二) 関係当局との連携の充実

検察・警察当局との連携を充実させ、これらの当局から収集した情報に関する対応は、的確・迅速に行う。

## 二 調査事務

#### (一) 厳正かつ的確な手続・管理の徹底

調査事務が刑事公判に向けた証拠収集を目的としていることを念頭に置き、法令等に基づき適正な調査を行うとともに、厳正かつ的確に証拠管理を行う。

#### (二) 審理の充実等による適正・確実な事件処理の推進

刑事公判を意識した証拠収集など適正・確実な事件処理を推進するため、審理能力の向上や審理体制の強化などによる審理の充実を図るとともに、検察当局との協議・連携を促進する。

#### (三) 効率的・効果的な事務処理の推進及び進行管理の徹底

個々の事件に関して、初動調査を充実させ、早期に問題点を把握するとともに、ICT化に伴うデータ調査の重要性を踏まえた具体的かつ明確な調査方針の策定を行うほか、部門の枠を超えた人員投入など弾力的な事務運営を実施することなどにより、効率的・効果的な事件処理を推進する。

また、年度を通して、処理計画に基づいた進行管理を徹底し、事務処理の標準化を図るとともに、調査状況を十分に把握した上、証拠の有無、犯則の規模、調査事務量及び証拠収集の見通しを総合的に判断することにより告発要否の早期見極めに努め、必要に応じて幹部自ら検察当局と告発に向けた協議を行う。

## (二) 調査事務の全国一体運営の推進

着手日の調査応援をはじめとしたセンター局によるブロック局への支援やブロック局間連携の充実により、全国の調査部門が一体となった効果的な事件処理に取り組む。

また、国際化・ICT化に的確に対応するため、センター局の専門性を生かした効果的なブロック局への支援を推進する。

## (木) 情報部門との積極的な連携

個々の事件処理にとどまらず、情報部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

## (ハ) 徴収部との連携・協調の充実

徴収部と連携・協調し、国税債権の早期かつ確実な保全に向け、積極的に予納の意思確認を実施するなど、滞納の未然防止に積極的に取り組む。また、徴収部における保全差押えや租税条約に基づく保全共助の要請などの、適切かつ効果的な実施を確保するため、徴収部への課税情報や財産情報の早期提供に努める。

## ホ 適切かつ効果的な広報

幹部は、租税犯罪の一般予防、納税道義の向上及び税務行政への信頼確保を図るため、犯則嫌疑者等のプライバシー保護等に留意しつつ、告発事案の適切かつ効果的な広報に積極的に取り組む。

## ヘ 約束の厳正な保持と事務管理の徹底

査察事務に対する国民の信頼を堅持するため、約束の保持と行政文書管理や情報管理をはじめとする事務管理を徹底する。

特に、各種情報処理機器、情報記録媒体及びソフトウェアの取扱いに係る関係訓令等の遵守を徹底する。

また、厳格な管理が求められるマイナンバーを含む特定個人情報の取扱いについては、番号法や取扱規程に従い、十分な安全管理措置を講ずる。

## ト 人材育成及び職場環境整備

### (イ) 人材育成による職務遂行能力の向上

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会の国際化・ICT化の進展に対応し、的確かつ効果的に事務運営が行われるよう、職員の経験等を踏まえた計画的な研修やOJTを通じ、実効性のある人材育成に取り組むことで、職員の職務遂行能力の向上を図る。

また、取組に当たっては、全国の査察部門が一体となって推進し、特に、査察経験の浅い職員の育成に努める。

#### (口) 職場環境の整備

各職員がその能力を十分に発揮し、誇りとやりがいを持って働くよう、事務の合理化・簡素化を進めることにより超過勤務を縮減するとともに、ワークライフバランスに配意し、ハラスメントのない明るく風通しのよい職場環境の整備に取り組む。

また、子育てや介護と仕事の両立支援の観点から、全ての職員が両立支援制度を気兼ねなく利用できる環境の整備及び職場全体の意識醸成を図る。

#### (ハ) 女性職員の活躍

女性職員の能力と適性を生かせるよう、ライフサイクルを意識したキャリア形成支援に重点的に取り組むほか、女性職員の登用の拡大に努める。

#### (二) 再任用職員の能力の活用

再任用制度の下、再任用職員の有する豊富な知識・経験や高度な調査技法が発揮できる環境づくり等に配意し、これらの職員の能力等が事務運営に十分活用されるよう努める。

### (3) 重点事案

令和元年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえ、特に、以下の事案の積極的な立件・処理に取り組むこととする。

#### イ 消費税受還付事案

消費税の受還付犯は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い行為であることから、積極的に取り組む。

#### ロ 無申告ほ脱事案

無申告による税のほ脱は、申告納税制度の根幹を揺るがす行為であることを踏まえ、無申告ほ脱事案について、積極的に取り組む。

#### ハ 国際事案

国境を越えた経済・金融取引の活発化に伴い、海外取引を利用した悪質・巧妙な不正行為が見受けられることを踏まえ、国際事案について、租税条約等に基づく情報交換制度等を活用して積極的に取り組む。

#### ニ 上記以外で社会的波及効果が高いと見込まれる事案

上記以外で、社会的関心が高く、近年の経済社会情勢に即した分野で、悪質な脱税が伏在する可能性の高い事案について、積極的に取り組む。